

A30 医療法では、医療法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有さず、この場合において、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならないと規定されています。

【解説】

医療法人の理事長が有する診療所の土地や建物を医療法人が購入する場合には、理事長個人と医療法人の代表者である理事長が取引をすることになります。このような場合には、適正な売買価額や条件で取引がされない恐れがあるため、医療法人の代表者である理事長を代理する特別代理人の選任が必要になります。

特別代理人を選任することにより、理事長個人と医療法人を代理する特別代理人が取引をすることになり、恣意性を排除することができます。特別代理人の選任には、都道府県知事の認可が必要になるため、誰でもなれるわけではありません。

理事長以外の理事や監事が医療法人と取引をする場合には、利益相反行為に該当しません。これは、医療法人の代表権を有するのは理事長のみであり、理事長以外の理事や監事は医療法人の代表権を有していないためです。

もし、特別代理人の選任を行わず、利益相反行為に該当する取引を行った場合には、民法の規定を準用し、その取引は代表権を有しない者がおこなったものとして無効になります。